



島根県報

平成18年3月24日(金)
号外第14号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

規則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第15号)

1 規則の概要

- (1) 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例の期限を定めることとした。(第97条の2関係)
- (2) 網・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち、わなを選択して狩猟免許を受け、当該免許に係る狩猟者の登録を受ける場合に、狩猟税の税率の特例の対象となる農業又は林業に従事する者を規定することとした。(附則第9項関係)
- (3) 県外転出した自動車の継続検査用の自動車税納税証明書に車台番号を追加することとした。(様式第71号その1・その2・その3関係)
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第15号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「抵当権設定(登録)承諾書(第12号様式)」を「登記原因証明情報兼抵当権設定承諾書(第12号様式その1)又は抵当権設定(登録)承諾書(第12号様式その2)及び」に改める。

第14条中「の所在地」を削り、「所属する県民センター(総務部税務課に所属する収入分任出納員が納付若しくは納入を受ける場合にあっては、東部県民センター)の所管区域」を「所在地を加入区域としている手形交換所の加入区域」に改める。

第96条に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、法第700条の20の2第1項に規定する期限と異なる期限を定めることが軽油引取税の取締り又は保全上不相当と認められないこと。

第97条の次に次の1条を加える。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例)

第97条の2 条例第69条の規則で定める期限は、次の表の左欄に掲げる報告対象期間（法第700条の20の2第1項の規定による報告の対象となる期間をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じて同表の右欄に掲げる期限とする。

免税証の有効期間の初日から次回の免税証の交付の申請を行う日の属する月の前々月の末日まで	次回の免税証の交付の申請を行った日
次回の免税証の交付の申請を行った日の属する月の前月の初日から次回の免税証の交付の申請を行った日の前日まで	次回の免税証の交付の申請を行った日の前日の属する月の翌月の末日
次回の免税証の交付の申請を行った日から次回の免税証の有効期間の初日の前日まで（次回の免税証の交付の申請を行った日と次回の免税証の有効期間の初日が同一の日である場合又は次回の免税証が交付されない場合を除く。）	次回の免税証の有効期間の初日を含む期間を報告対象期間とする報告書の提出の期限と同一の日

2 前項の規定にかかわらず、免税証の有効期間の満了する日の属する月の翌月の末日までに次回の免税証の交付の申請を行わない者についての免税証の有効期間の初日から有効期間の満了する日の属する月の末日までを報告対象期間とする報告書の提出の条例第69条の規則で定める期限は、当該免税証の有効期間の満了する日の属する月の翌月の末日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、免税機械等（令第56条の7第1項に規定する免税機械等をいう。）の滅失その他の理由により免税軽油の引取りを必要としなくなった者についての免税証の有効期間の初日から当該必要としなくなった日までを報告対象期間とする報告書の提出の条例第69条の規則で定める期限は、当該必要としなくなった日の属する月の翌月の末日とする。

4 前3項に規定する報告対象期間以外の期間を報告対象期間とする報告書の提出の条例第69条の規則で定める期限は、法第700条の20の2第1項に規定する報告書の提出の期限とする。

第100条に次のただし書を加える。

ただし、条例第69条に規定する知事の指定を受けた者は、この限りでない。

附則に次の1項を加える。

9 条例附則第23項の農業又は林業に従事する者として規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 農業を営む者
- (2) 林業を営む者
- (3) 前2号に掲げる者の同居の親族（民法第725条に規定する親族をいう。）
- (4) その他前3号に掲げる者に類する者として知事が認めるもの

第12号様式を同様式その2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第12号様式その 1 (第12条関係)

抵当権設定

登記原因証明情報兼抵当権設定承諾書

1 当事者及び担保物件

(1) 当事者 権利者 島根県
義務者 住所
氏名

(2) 担保物件の表示

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 被担保債権

島根県 所長は、との間で、年 月 日、地方税法第 条のの規定に基づく の猶予に係る 年度 税につき、上記 1 の(2)の を担保とすることにつき合意した。

納税 (換価) 猶予額 金 円
延滞金の額 地方税法所定の額
債 務 者

(2) 抵当権の設定

(設定者) は、島根県 所長に対して、(1)の債権を被担保債権とする抵当権を、上記 1 の(2)に設定する旨承諾した。

上記の登記原因のとおり相違ありません。

年 月 日

抵当権者 島根県 所長
氏名

設定者 住所
氏名

第68号様式その1及びその2を次のように改める。

第68号様式その 1 (第30条関係)

収入証紙

県 税 の 納 税 等 の 証 明 書 交 付 申 請 書 (一 般 用)		番 号	
年 月 日	申 請 者	住 (居) 所 又は所在地	
島 根 県 知 事 (県 民 セ ン タ ー 所 長) 様	者	(ふ り が な) 氏 名 又 は 名 称	(印) (電 話)
証 明 を 受 け よ う と す る 事 項	1 全税目について未納の徴収金がないこと。 2 一部税目 (法人県民税、法人事業税、個人事業税、自動車税、鉱区税、 その他 (税)) (1) 未納の徴収金がないこと。 (2) 税額 年 度 (年度) 期 (月) 別 (分) 3 その他 ()		
証 明 書 の 使 用 目 的	1 担保権の設定のため 2 試掘権の延長のため (鉱区税) 3 採掘権への転願のため (鉱区税) 4 採掘鉱区又は採掘出願地の増減の出願のため (鉱区税) 5 県の行う融資を受けるため 6 5 以外の融資を受けるため 7 県との随意契約に係る見積書を提出するため 8 県が行う入札の参加資格審査を受けるため (一般競争入札に参加する場合を含む。) 9 建設業の許可を受けた業者が知事に届出を行うため 10 その他 ()		
交 付 を 受 け よ う と す る 証 明 書 の 枚 数	枚		
備 考			

注 1 申請者が法人にあっては、その所在地、名称、代表者の氏名等を記載し、代表者の印を押印してください。
 2 使用目的が 1、5、6、8、9 又は 10 の場合には、手数料が必要ですので、島根県収入証紙をはり付けてください。

第68号様式その2 (第30条関係)

県税の納税等の証明書交付申請書 (自動車継続検査用)		番号	
年 月 日 島根県知事様 (県民センター所長)	申(被委任者)請者 (注1)	住(居)所 又は所在地 氏名又は名称	(電話)
登録番号	島根		
車台番号(注2)			
納付場所及び納付年月日	年 月 日		
継続検査を受ける年月日又は 自動車を売買する年月日 (注3)	年 月 日		
備考			

- 注 1 申請者欄には、窓口に来られた方の住(居)所、氏名等を記載し、押印してください。ただし、法人にあっては、その所在地、名称、代表者の氏名等を記載し、代表者の印を押印してください。
- 2 車台番号欄は、島根県から転出した自動車で島根県における登録番号が不明の場合に記載してください。
- 3 年月日が未定の場合は、予定の日を記載してください。

第71号様式その 1 中「登録番号 島 根」を「登録番号 島 根
車台番号」に改める。

第71号様式その 2 中「滞納がないことを証明します。」を「車台番号
滞納がないことを証明します。」に、「事務所長印及び領

収日付印欄が*...*で」を「島根県県民センター所長印及び領収日付印欄が」に改める。

第71号様式その 3 中 「 登 録 番 号 島 根 」 を

登 録 番 号	島 根
---------	-----

「 登 録 番 号 島 根
車 台 番 号 」 に、「事務所長印が*...*で」を「島根県県民

登 録 番 号	島 根
車 台 番 号	

センター所長印が」に改める。

第85号様式中 「 払 込 金 額 円 」 を

払 込 金 額	円
---------	---

「 払 込 金 額 (円) 」 に改め、備考 3 を備考 4 とし、備考 2 を備考 3 とし、備考 1 の

払 込 金 額	(円)
---------	-------

次に次のように加える。

- 2 「払込金額」の欄の括弧内には、地方税法第48条第 3 項の規定に基づき市町村から県に徴収の引継ぎをした県民税及び市町村民税のうち県民センター所長が徴収した個人の県民税に係るものについて全額が市町村に払い込まれている場合に当該県民税の額を記載し、同欄の「金額」の欄には、払込金額から括弧内の金額を差し引いた額に乗率を乗じて得た額を記載すること。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の島根県県税条例施行規則第100条ただし書の規定は、この規則の施行の日以後に免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により免税軽油の引取りを行った者について適用し、同日前に免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により免税軽油の引取りを行った者については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

